

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年6月15日（火）

9：02～9：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 5 件

○国会提出案件 1 1 件

○公布（法律） 6 件

○政令 3 件

○人事 1 件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「消費者基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、消費者基本法に基づき、同計画を変更するものであります。本件につきましては、後程、井上大臣から御発言があります。

次に、「森林・林業基本計画の変更」及び「全国森林計画の一部変更」について、御決定をお願いいたします。「森林・林業基本計画の変更」は、森林・林業基本法に基づき、新たな基本計画を策定の上、国会に報告するものであり、「全国森林計画の一部変更」は、森林法に基づき、新たな基本計画に即した変更を行うものであります。本件につきましては、後程、農林水産大臣及び環境大臣から御発言があります。

次に、「総合物流施策大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、国土交通大臣から御発言があります。

次に、「水循環白書」、「障害者白書」、「交通安全白書」、「首都圏白書」、「土地白書」、「観光白書」及び「交通政策白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、水循環基本法等に基づき、それぞれ国会に提出するものであります。後程、「水循環白書」、「首都圏白書」、「土地白書」、「観光白書」、「交通政策白書」につきましては国土交通大臣から、「障害者白書」、「交通安全白書」につきましては坂本大臣から、御発言があります。

次に、「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、オリンピック・パラリンピック大会特措法に基づき、大会の開催に向けた政府の取組状況について、国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正法」外5件が、11日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令」は、ミニカーの積載物の重量制限を引き上げる等所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「踏切道改良促進法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、都道府県による市町村管理道路の災害復旧代行制度の施行期日を本年6月20日とするものであり、「道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令」は、同制度の創設に伴い、必要な技術的読替え等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。水谷四郎外145名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「ワクチンの贈与に関する書簡」をベ

トナムとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、保健医療分野の能力向上等のため、厚生労働省が保有するワクチン約200万回分を贈与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、井上大臣。

○井上国務大臣：消費者基本計画は、消費者基本法に基づき、政府が長期的に講ずべき消費者政策の大綱として決定するものです。昨年3月に、令和2年度からの5年間を対象期間とする「消費者基本計画」を決定したところですが、コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に伴って消費者を取り巻く環境が変化したことを踏まえ、消費者政策会議で変更案を策定したものです。関係省庁との連携を強化しつつ、消費者の安全・安心の確保と豊かな消費社会の実現に全力を挙げて取り組みます。閣僚各位におかれましては、引き続き、本計画に沿って関係施策を着実に推進していただくようお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、農林水産大臣。

○野上国務大臣：森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき政府が策定し、おおむね5年ごとに変更することとされております。今回の新たな基本計画におきましては、森林を適正に管理して、林業及び木材産業の持続性を高めながら、成長発展させることを目指すものであります。これにより、社会経済生活の向上、カーボンニュートラル社会の実現に寄与してまいります。また、基本計画の変更に合わせて、森林法に基づき森林の整備及び保全の具体的な方向を定める全国森林計画についても、変更するものであります。閣僚の皆様におかれましては、これら計画に基づく森林・林業政策の推進について、格段の御協力をお願いする次第であります。

○加藤国務大臣：次に、環境大臣。

○小泉国務大臣：森林は、気候変動対策や生物多様性保全に係る重要な機能を有しています。昨年10月、農林水産省と環境省は、コロナ後の経済社会の再設計に向けた連携強化に合意しました。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、こうした合意や本計画に基づき、吸収源としての森林の保全・管理を進めるとともに、木質バイオマスの利用促進や、森林の公益的機能に留意した、再生可能エネルギー発電に対する林地の適正な利用促進といった取組を両省で連携して実施してまいります。生物多様性保全については、今年、生物多様性条約COP15で、保護区の設定など今後の目標や枠組みが決まる見込みです。また、今国会で自然公園法を改正しました。世界水準の国立公園を目指し、国立公園と国有林の連携により、保全、利用及び管理の取組を着実に進めます。こうした状況も踏まえ、森林の多面的な機能が十分に発揮されるように取り組んでまいりますので、閣僚の皆様におかれましては、格段の御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、国土交通大臣から2件御発言がございます。

○赤羽国務大臣：まず、コロナ禍においても、物流は国民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしております。一方、担い手不足の深刻化、カーボンニュートラルへの取組の必要性の高まり、コロナ禍における非接触・非対面型物流への要請など、

物流を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした変化に対応し、持続的かつ安定的な物流を確保するためには、物流のDX（デジタルトランスフォーメーション）や、外装の統一など業界を挙げた物流における規格の標準化、脱炭素化の実現等を通じて、物流の変革を促すべく、関係府省庁、民間企業が一丸となった取組が必要です。このため、政府における今後の物流施策の指針となる、「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」を取りまとめました。今後、この大綱に示した方向性に従い、物流施策の総合的・一体的な推進を図ってまいりますので、関係府省庁の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、この度、「水循環白書」、「首都圏白書」、「土地白書」、「観光白書」及び「交通政策白書」を取りまとめましたので、報告いたします。「水循環白書」、「首都圏白書」、「土地白書」、「観光白書」及び「交通政策白書」は、それぞれ水循環基本法、首都圏整備法、土地基本法、観光立国推進基本法及び交通政策基本法の規定に基づき、政府が毎年、国会に対し報告しているものです。それぞれの白書においては、新型コロナウイルス感染症の各分野における影響やそれを踏まえた取組、また、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえた多様な主体の参画・連携による取組などについて報告しております。

○加藤国務大臣：次に、坂本大臣から2件御発言がございます。

○坂本国務大臣：まず、障害者基本法に基づき、障害者施策の概況を報告する「障害者白書」を毎年、国会に提出しています。本年の白書では、新型コロナウイルス感染症への対応や、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた、心のバリアフリーの普及、ユニバーサルデザインのまちづくり等を取り上げるとともに、各分野の施策や官民の取組を紹介しています。全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、理解し合える共生社会の実現に向け、閣僚の皆様には、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

次に、交通安全対策基本法に基づき、陸上、海上及び航空の分野ごとの交通安全に関する施策の現況等を報告する「交通安全白書」を毎年、国会に提出しています。本年の白書では、3月29日に決定した「第11次交通安全基本計画」に焦点を当て、「道路交通安全政策の新展開」を特集とし、近年の事故の特徴や、今後、交通安全を一層前進させるため取り組むべき施策等について、人、車両、交通環境の観点から記述しております。悲惨な交通事故を減らすため、閣僚の皆様には、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和3年 〕 (火)
6月15日

- 資料あり ◎一般案件
- 消費者基本計画の変更について(決定)
(消費者庁)
 - 〃 ○ { 1. 森林・林業基本計画の変更について(決定)
(農林水産・環境省)
 - 〃 ○ { 1. 全国森林計画の一部変更について(決定)
(農林水産省)
 - 〃 ○ 総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)
について(決定)
(国土交通・農林水産・経済産業省)

- 資料あり ◎国会提出案件
- 「令和2年度水循環施策」について(決定)
(内閣官房)
 - 〃 ○「令和2年度障害者施策の概況」について
(決定) (内閣府本府)
 - 〃 ○「令和2年度交通事故の状況及び交通安全施策の
現況」及び「令和3年度交通安全施策に関する計
画」について(決定) (同上)
 - 〃 ○「令和2年度首都圏整備に関する年次報告」につ
いて(決定) (国土交通省)
 - 〃 ○「令和2年度土地に関する動向」及び「令和3年
度土地に関する基本的施策」について(決定)
(同上)
 - 〃 ○「令和2年度観光の状況」及び「令和3年度観光
施策」について(決定) (同上)
 - 〃 ○「令和2年度交通の動向」及び「令和3年度交通
施策」について(決定) (同上)
 - 〃 ○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック
競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取
組の状況に関する報告について(決定)
(内閣官房)
 - 〃 ○ { 1. 衆議院議員亀井亜紀子(立民)提出竹島問題
に関する質問に対する答弁書について
(決定) (同上)
 - 〃 ○ { 1. 参議院議員石橋通宏(立憲)提出我が国にお
ける難民認定の状況に関する質問に対する答
弁書について(決定) (法務省)

1. 参議院議員鈴木宗男（維新）提出本年5月28日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第172栄宝丸」に関する質問に對する答弁書について（決定）（外務省）

◎公布（法律）

資料なし

☆

1. 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（決定）
1. 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（決定）
1. 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（決定）
1. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（決定）

◎政令

資料あり

〃

〃

- 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（決定）（警察庁・財務省）
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎人事

資料あり

- ☆ 三重大学名誉教授水谷四郎外145名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和3年
6月15日〕（火）

◎一般案件

資料なし ○ワクチンの贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換について
（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕